

幼保連携型認定こども園
運営事業者（公私連携法人）
募集要項

令和3年12月
川 俣 町

目次

募集要項・・・・・・・・・・・・・・ 1

様式集・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

添付資料（別紙 1）

I 趣旨

川俣町では、川俣町立川俣幼稚園、川俣南幼稚園、富田幼稚園、福田幼稚園、すみよし保育園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行することとしている。この公私連携幼保連携型認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を指し、設置及び運営の主体となる民間事業者（公私連携法人）が本町と協定を締結し、運営に必要な人員配置や教育・保育内容等について、本町の関与を受けながら、安定的な運営及び教育・保育の提供を行う施設である。民間事業者（公私連携法人）の選定に当たっては、本町の保育の量と質の向上に総合的に資することができる、より優れた事業内容を採用するため、公募による選考を実施する。

II 募集対象施設

1 認定こども園の概要

以下に示す事項のほか、添付する基本設計図(別紙1)を参照すること。

(1) 共通事項

ア 所在 川俣町字川原田46番地

イ 都市計画区域 第一種住居地域

(2) 土地 敷地面積 16,790.08㎡(現況)

(3) 建物

ア 建築年月 校舎棟 昭和59年10月 ほか

イ 構造等 校舎棟 RC造2階建て

ウ 延床面積 4,102.60㎡

2 移行する認定こども園の類型(運営方式)

公私連携幼保連携型認定こども園

3 定員設定

町全体の保育需要の受け皿としての役割及び就学前児童の教育部分利用の需要の受け皿としての役割を果たすことができる施設とするため、1号認定子ども及び2号、3号認定子ども(0歳児からの受入れ)の定員設定を必須とし、次表を参考として概ね215名の認可定員とすることを基本とする。ただし、これを基本として、他の定員設定の提案を妨げるものではない。

(参考)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号認定子ども	—	—	—	25	25	25	75
2号認定子ども	—	—	—	25	25	25	75
3号認定子ども	20	20	25	—	—	—	65
合計	20	20	25	50	50	50	215

4 開園予定年月日 令和5年4月1日

5 開園までの全体スケジュール (予定)

- ・公私連携法人候補者の選定 令和4年 1月
 - ・仮協定の締結 令和4年 2月
 - ・本事業に必要な議会の議決 令和4年 3月
 - ・協定の締結 令和4年 3月
 - ・公私連携法人の指定 令和4年 4月
 - ・施設改修 (設計及び工事) 令和4年度 (町施工)
 - ・公私連携幼保連携型認定こども園開園 令和5年4月
- ※詳細は、公私連携法人と町が協議のうえ、取り決めるものとする。
スケジュールは変更の場合有り。

Ⅲ 施設に係る諸条件

1 土地

公私連携幼保連携型認定こども園の事業の用に供する土地は、公私連携法人に無償で貸し付ける。

2 建物

公私連携幼保連携型認定こども園の事業の用に供する建物は、本町が公私連携幼保連携型認定こども園の運営に必要な改修を行い、公私連携法人に無償で貸し付ける。

3 備品等

原則、公私連携法人に無償で貸し付ける。ただし、本町が指定する備品等については、この限りではない。

4 駐車場

職員用及び保護者送迎用駐車場は本町が貸し付ける敷地内に確保する。

IV 運営に係る諸条件

1 法令順守

認定こども園法、基準省令、県条例、川俣町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他の関連法令を遵守し、適正な施設運営を実施するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育を実施すること。

2 名称

公私連携幼保連携型認定こども園の名称は、公私連携法人と本町との間で別途協議のうえ定めるものとする。

3 開園日

公私連携幼保連携型認定こども園の開園日は、月曜日から土曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）までとする。ただし、これを超えて開園日を提案することを妨げるものではない。

4 開園時間

1日11時間以上の開園とする。

5 地域子ども・子育て支援事業

2号及び3号認定子どもに対する延長保育事業及び1号認定子どもに対する一時預かり事業（幼稚園型）の実施は必須とする。また、地域の子育て環境の充実に資すると見込まれる地域子ども・子育て支援事業の実施について、施設計画との整合性を図ったうえで提案することができる。

6 給食

給食は、1号認定子どもを含めすべての園児に提供すること。3号認定子どもへは自園調理によるものとし、1号、2号認定子どもへの提供方法等については、別途協議のうえ決定する。

7 特別な支援を要する子ども及び保護者への対応

障がい児及び発達支援を要する子ども及び保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、その受入について、入所調整等に協力すること。

8 園内行事等について

保護者の信仰の多様性に配慮し、宗教的な行事又は催事等を実施しないこと。ただし、クリスマス会等一般的に社会に定着していると思われる行事についてはこの限りでない。

9 既存園からの円滑な引継

(1) 継続児童の受入れ

公私連携幼保連携型認定こども園開園日の前日における川俣南幼稚園、富田幼稚園、すみよし保育園の在園児については、公私連携幼保連携型認定こども園への入園を希望する全員を受け入れること。また、特に保護者の意思表示がない限り、卒園までの教育・保育を継続して提供すること。

(2) 合同保育の実施

円滑な引継を進めるため、川俣南幼稚園、富田幼稚園、すみよし保育園と連携して、公私連携幼保連携型認定こども園開園前の合同保育をはじめとする対策を講じること。

(3) 地域連携

地域の特色を生かした施設運営、地域住民及び小学校とのつながり等これまでの町の歴史を尊重した教育・保育の実施に係る考え方について提示すること。

(4) 保護者対応

保護者の新たな経済的負担や保育環境の変化に関して、配慮すべき対策を提示すること。

V 応募資格

応募資格を有する民間事業者は、子ども・子育て支援法等の関係法令等を遵守するとともに、認定こども園を運営するために要する資力・信用・技術・意欲を有し、応募時点において、次に掲げるすべての事項に該当する者とする。

- (1) **川俣町内に事業所等が所在する**学校法人又は社会福祉法人（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 本募集要項に係る認定こども園の運営を自ら実施する法人等であること。
- (3) 民事再生法又は破産法等に基づく 手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 法人等が現に運営している施設に対する所管庁の監査・実施指導等において、過去3年以内に重大な文書指摘等を受けていないこと。

- (5) 過去に当該法人等の責めに帰すべき事由により、本町及びその他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消されていないこと。
- (6) 直近2年間において、国税、地方税及び水道料金のいずれにも滞納がないこと。
- (7) 暴力団等又はこれに準ずるものでないものとして、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 法人等の役員等又は法人等を構成する者（以下この号において「役員等」という。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

イ 法人等の役員等が、自団体、自己若しくは第三者に損害を与えることを目的として、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の威力又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。

ウ 法人等の役員等が、暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 法人等の役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。

カ 法人等の役員等が、暴力団員等を法人等が設置する施設の管理・運営業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれがあるとき。

キ 暴力団員等が、法人等の運営に実質的に関与していると認められるとき。

VI 募集の実施

1 募集スケジュール

- 令和3年12月 1日（水） 募集要項等の公表・配布
- 12月15日（水） 募集要項に関する質問の受付期限
- 12月24日（金） 募集要項に関する質問に対する回答の公表
- 令和4年 1月 4日（火） 提案書類受付開始
- 1月20日（木） 提案書類受付期限

2 募集要項等の公表・配布

本町ホームページに掲載し、様式データ等についてはダウンロードにより配布に代える。

3 募集要項等に関する質問の受付

募集要項に関する質問の受付は、次により行う。

- (1) 受付期限 令和3年12月15日（水）
午後5時15分まで必着（期限を過ぎた質問には回答しない。）
- (2) 質問方法 質問書（様式第1号）に質問内容を簡潔明瞭に記載し、次の電子メールアドレスに送信すること。なお、電話又はファックスでの質問は受け付けない。
・ 電子メールアドレス：kosodate@town.kawamata.lg.jp
- (3) 提出確認 電子メールを受領した場合は、本事業担当課から受領メールを返信する。返信がない場合は、担当課に電話で問い合わせ確認すること。

4 募集要項に関する質問回答の公表

募集要項に関する質問回答の公表は、次により行う。

- (1) 公表日 令和3年12月24日（金）
- (2) 公表方法 本町ホームページに掲載

5 提案書類の提出及び方法等

提案書類は次により提出するものとする。

- (1) 提出期間
 - ア 受付開始 令和4年1月4日（火）
 - イ 提出期限 令和4年1月20日（木）午後5時15分まで必着
- (2) 提出先及び提出方法
川俣町子育て支援課幼児教育係への郵送又は持参とする。

(3) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。様式の定めのない場合は任意様式とし、用紙サイズは原則としてA4とする。なお、必要に応じて書類の追加提出を求める場合がある。

- ア 提案書類提出書（様式第2号及び第2-1号）
- イ 応募の動機及び施設運営に関する考え方（様式第3号）
- ウ 幼児教育・保育の実施に関する提案（様式第4号）
- エ 引継に関する提案（様式第5号）
- オ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）
- カ 法人の寄附行為又は定款の写し
- キ 役員名簿
- ク 代表者の履歴書
- ケ 決算書類（収支計算書、貸借対照表、財産目録等：直近3年度分）
- コ 予算書（令和3年度分）
- サ 法人の印鑑証明書（提出書印）
- シ 誓約書（様式第6号）

(4) 提出部数等

提案書類は正本1部及び副本5部とし、USBメモリその他の媒体により電子データを併せて提出すること。

(5) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- ア 応募資格がない者が行った提案
- イ 団体の代表者以外の者が行った提案
- ウ 提案書類その他の提出書類に虚偽の記載がある提案
- エ 応募者の意思表示が不明確である提案

(6) 募集の中止等

募集及び審査を公正に行うことができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または募集を延期、若しくは取り止めることがある。

6 提案に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、提案書類の提出をもって、募集要項の内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 提案書類の取扱

ア 公表等及び著作権等 本事業に関する応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、選定事業者の公表時、その他町が必要と認めるときには、町は書類の全部または一部を、応募者の承諾を得たうえで、無償で使用できるものとする。

イ 特許権等 本事業に関する応募書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

ウ 提出された書類等は返却しない。

エ 提出された書類等の内容変更、差替え等は、審査の執行上町から特に指示のあった場合以外は、原則として認めない。

(4) 町が提供する書類等の取扱

町が提供する書類等は、本事業検討以外の目的で使用してはならない。

VII 公私連携法人候補者の決定及び公表に関する事項

1 選定委員会

本事業に関する応募内容を総合的に審査するため、本町に選定委員会を設置する。選定委員会においては、書類審査により公私連携法人候補者を選定する。

2 書類審査の実施

公私連携法人候補者の提案審査は、次により実施する。

(1) 評価基準

書類審査は、以下の項目について、公平かつ客観的に評価・採点し、最高得点者を公私連携法人候補者として選定する。

ア 教育・保育の実施に関する評価

- ・ 幼児教育・保育の理念及び方針
- ・ 幼児教育・保育の実施に係る具体的内容
- ・ 幼児教育・保育の質向上に向けた取組
- ・ 幼稚園、保育園、認定こども園等の運営実績
- ・ 特別な支援を要する子ども等への対応

- ・家庭及び保護者との信頼関係構築の取組
- ・入園児の安全の確保
- ・地域子育て支援事業の取組
- ・その他（登降園時の送迎対応等）

イ 経営管理に関する評価

- ・法人の財政状況の安定性

ウ 引継に関する評価

- ・保育環境の変化に対する対応
- ・地域連携の取組
- ・保護者の新たな負担への配慮

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に通知する。なお、当該通知は他の応募者の名称は伏して行い、評価内容についての質問には回答しない。

3 公私連携法人候補者の決定及び公表

公私連携法人候補者の決定及び公表は、次により行う。

- (1) 選定委員会の審査結果を受け、公私連携法人候補者を決定する。
- (2) 公私連携法人候補者に対して、決定の旨を速やかに文書で通知するとともに、町ホームページに掲載する。

4 協定の締結及び公私連携法人の指定

公私連携法人候補者の決定後、公私連携法人候補者との協定の締結及び公私連携法人の指定は、次のとおり行うものとする。

(1) 仮協定の締結

本町と公私連携法人候補者は、認定こども園法第34条第2項に規定する協定項目について協議し、協議成立後、仮協定を締結する。

(2) 協定の締結

本町と公私連携法人候補者は、本町議会において本事業に必要な議案の議決後、認定こども園法第34条第2項に規定する協定を締結する。

協定の有効期間は、令和5年4月1日から10年間とする。なお、有効期間の更新については、本町と公私連携法人において協議するものとする。

(3) 公私連携法人の指定

協定の締結後、本町は、公私連携法人候補者を認定こども園法第34条第1項の規定に基づき、公私連携法人として指定する。

(4) 公私連携法人の指定を行わない場合の補償

公私連携法人の指定に必要な議案の議決等を得られなかった場合又は公私連携法人候補者の責により本町が公私連携法人の指定を行わない場合に

あつては、公私連携法人候補者が本募集要項に従って支出した費用等について、町は一切の補償の義務を負わないものとする。

(5) 協定に定める事項

ア 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地

イ 公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育及び地域子育て支援事業に関する基本的事項

ウ 町による必要な設備の貸し付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

エ 協定の有効期間

オ 協定に違反した場合の措置

カ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

VIII その他の事項

1 情報の提供

本募集要項に定めることのほか、募集に関して必要な事項が生じた場合は、町ホームページに掲載して情報を提供する。

2 添付資料

別紙1 基本設計図